

## 用語の解説

### 人口動態統計

#### 1 出産

出生に死産を加えたものをいう。

#### 2 低体重児

2,500g 未満の出生児をいう。

#### 3 自然増減

出生数から死亡数を減じたものをいう。

#### 4 乳児死亡

生後 1 年未満の死亡をいう。

#### 5 新生児死亡

生後 4 週未満の死亡をいう。

#### 6 早期新生児死亡

生後 1 週未満の死亡をいう。

#### 7 死産

妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後における死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

#### 8 周産期死亡

妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

#### 9 妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満 42 日未満（昭和 53 年までは「産後 90 日以内」、昭和 54 年から平成 6 年までは「分娩後 42 日以内」としている）の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

#### 10 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値である。

1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

なお、算出に用いた 15 歳及び 49 歳の出生数にはそれぞれ 14 歳以下、50 歳以上を含んでいる。年齢不詳は含まない。

## 医 療

### 1 医療施設の種類

- 病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
- 歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

### 2 病院の種類

精神科病院 精神病床のみを有する病院

一 般 病 院 上記以外の病院

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条）

医 育 機 関 「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

### 3 病床の種類

病床の種別は、従来「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」及び「その他の病床（通称：一般病床）」の 4 種とされていたが、平成 13 年 3 月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床（療養型病床群を含む。）」は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成 15 年 9 月から、「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」の 5 種に改められた。

精 神 病 床 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感 染 症 病 床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）及び新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

結 核 病 床 結核の患者を入院させるための病床

**精神病床** 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

**一般病床** 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

**介護療養病床** 療養病床のうち「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

※ 「療養病床」の数値は、「介護療養病床」を含んでいる。

#### 4 在院患者

24 時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

#### 5 新入院患者・退院患者

新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

#### 6 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が 2 つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

#### 7 従事者

有給、無給にかかわらず、10 月 1 日 24 時現在に在籍する者をいう。